



災害時における応急対策業務に 関する協定書

平成21年10月1日

宮城県仙台地方ダム総合事務所
社団法人 仙 台 建 設 業 協 会

災害時における応急対策業務に関する協定書

宮城県仙台地方ダム総合事務所（以下「甲」という。）と社団法人仙台建設業協会（以下「乙」という。）は、甲が管理するダム等管理施設に地震、風水害、その他の原因により災害が発生し、又は、油類の流出等により河川の水質汚濁事故が発生したとき（以下「災害時等」という。）において、甲が行う災害時等の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における応急対策を迅速かつ的確に実施するため、甲が乙に応援の要請を出した場合、乙は甲に対し積極的に協力することにより、災害による被害の拡大を抑制し、地域住民の生命及び財産の安全と生活の確保を図ることを目的とする。

（応急対策の内容）

第2条 この協定による乙の応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた応急対策工事の活動中に入手した現場及びその周辺で発生した災害等による被害情報は積極的に甲に提供するものとする。
- (2) 災害発生時において甲が乙に要請する応急対策のための緊急応急工事
- (3) 水質汚濁事故発生時におけるダム湖の水質保全のための緊急応急措置作業
- (4) その他甲が必要と認めて要請する事項

（応急対策の対象施設）

第3条 この協定において、乙が甲に要請を受ける対象施設は、甲が管理する大倉ダム、七北田ダム、宮床ダム及び南川ダム（ダム湖及び流入河川を含む。）とする。

（応援の要請等）

第4条 甲は、災害時等において、この協定に基づき、乙に応急対策の工事を要請する。

- 2 乙は、前項の応援工事要請があったときは、乙の所属会員（以下「会員」という。）をもって甲に協力するものとする。

（応援要請等の手続き）

第5条 前条第1項の規定による応援工事の要請があった時は、その内容を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、急を要する等のために書面をもって行うことが困難であるときは、口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合において、甲又は乙は、速やかに書面を作成し工事の契約をするものとする。

（応援要員の派遣）

第6条 乙は、第4条第1項に基づく応援工事の要請を受けたときは、乙の会員の中から応援可能な者を甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙からその通知を受けたときは、応急対策工事を行う者（以下「応援業者」という。）を決定し、その旨を乙に通知するものとする。
- 3 応援業者に指定された会員は、速やかに建設資機材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の体制を整え、応急対策の工事又は作業に従事するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、応急対策に要した費用は、甲の負担とする

(災害の補償)

第8条 この協定に基づき、応急対策工事に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働基準法に基づく補償等の手続きにより補償するものとする。

(連絡員等の設置)

第9条 この協定に基づき乙が確実かつ速やかに協力を行うために、甲及び乙は災害情報等の伝達を行う者（以下「連絡員」という。）を定めるものとする。ただし、連絡員による情報の交換等ができないときは、その他の者にこれを行わせることができるものとする。

2 甲及び乙は、連絡員等に異動があったときは、甲乙それぞれ速やかに連絡するものとする。

(応援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等において円滑に応援協力ができるよう組織体制の整備に努めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年10月1日

甲 宮城県仙台市泉区将監十丁目37-4
宮城県仙台地方ダム総合事務所長 早坂睦雄

乙 宮城県仙台市青葉区支倉町2-48
社団法人 仙台建設業協会
会 長

高橋 一夫



別紙1

災害協定の基本的条件

1. 仙台地方ダム総合事務所管理の大倉ダム、七北田ダム、宮床ダム及び南川ダム（ダム湖及び流入河川を含む）の災害時における応急対策業務の応援に関し、仙台地方ダム総合事務所長と（社）仙台建設業協会長との間で、災害協定を結ぶものとする。
2. 応急対策業務を要請するところは仙台地方ダム総合事務所が管理する4ヶ所のダム及び流入河川を範囲とする。
3. 緊急時の緊急工事を対象としているため原則は文書による要請であるが、緊急の場合にあっては、所長からの口頭での要請とするが、その後速やかに文書での要請とする。
4. 主な業務は、建設資機材等の使用による緊急応急作業を対象とする他、地震等による管理用道路の崖崩れの崩土撤去、ダム直下流又はダム湖内の河道閉塞時の土砂撤去、洪水吐けを閉塞するような流木の撤去及び地震等により崩壊した警報局鉄塔の撤去等、また、事故等による油漏れ時の吸着マットの散布や事故車両の緊急避難的な撤去とする。
5. 対応期間は、被災直後から概ね7日間を対象に設定する。
6. 原則として応援業者の選定は（社）仙台建設業協会長に依頼するものとするが、緊急の場合は所長より直接要請することができる。また、非協会の活用については、会長の判断に委ねるものとする。
7. 地震の震度が6弱以上で、会社社屋や社員・職員宅倒壊また橋梁落下等の未曾有の大災害となった場合、従来の体制が整うまではこの協定は適用しない。ただし、震度6弱以上であっても、上記に至らない場合には災害時対応とする。
8. 当該協定締結体制と通常一般管理体制は明確に区分する。

宮城県仙台地方ダム総合事務所が管理するダム等管理施設

1 大倉ダム		
① 位 置	一級河川名取川水系大倉川	仙台市青葉区字大倉地内
② 目 的	洪水調整・流水の正常な機能の維持・上水道用水・工業用水・水力発電	
③ 型 式	ダブルアーチ式コンクリートダム	
	堤 高	8 2 m
	堤頂長	3 2 3 m
④ ダ ム 湖	湛水面積	1. 6 k m ²
⑤ そ の 他	一式	
2 七北田ダム		
① 位 置	二級河川七北田川水系七北田川	仙台市泉区福岡地内
② 目 的	洪水調整・流水の正常な機能の維持・上水道用水	
③ 型 式	中央コア型ロックフィルダム	
	堤 高	7 4 m
	堤頂長	4 2 0 m
④ ダ ム 湖	湛水面積	0. 5 k m ²
⑤ そ の 他	一式	
3 宮床ダム		
① 位 置	一級河川鳴瀬川水系吉田川右支宮床川	黒川郡大和町摺菰地内
② 目 的	洪水調整・流水の正常な機能の維持・上水道用水	
③ 型 式	重力式コンクリートダム	
	堤 高	4 8 m
	堤頂長	2 5 6 m
④ ダ ム 湖	湛水面積	0. 4 3 k m ²
⑤ そ の 他	一式	
4 南川ダム		
① 位 置	一級河川鳴瀬川水系吉田川右支南川	黒川郡大和町吉岡字悪田地内
② 目 的	洪水調整・流水の正常な機能の維持・上水道用水	
③ 型 式	重力式コンクリートダム	
	堤 高	4 6 m
	堤頂長	3 5 5 m
④ ダ ム 湖	湛水面積	0. 9 k m ²
⑤ そ の 他	一式	

災害時における応急対策業務に関する協定第9条に係る連絡員

R7.4.1 ~

大倉ダム管理事務所
所 長 近江 克義
事務所 TEL : 022-393-2211
FAX : 022-393-2212

※大倉ダム管理事務所は職員が常駐しております。

七北田・宮床・南川ダム管理事務所
所 長 庄子 賢
仙台地方ダム総合事務所
TEL : 022-372-2927
FAX : 022-375-7535

七北田ダム管理事務所
TEL : 022-379-3532
FAX : 022-379-4227

南川ダム管理事務所
TEL : 022-346-2444
FAX : 022-346-2378

宮床ダム管理事務所
TEL : 022-346-2264
FAX : 022-346-2169

※上記3ダムの管理事務所は職員が常駐しておりませんので、連絡は仙台地方ダム総合事務所へお願いします。

仙台地方ダム総合事務所
管理第二班長 春日 和文
事務所 TEL : 022-372-2927
携帯 TEL : 090-6787-6658

大倉ダム
担当
近江 克義
事務所 TEL : 022-393-2211
携帯 TEL : 090-7661-6894
武蔵 順治
事務所 TEL : 022-393-2211
携帯 TEL : 090-7337-3688

七北田ダム
担当
管理第二班 鎌田 昂樹
事務所 TEL : 022-372-2927
携帯 TEL : 090-6853-5414

宮床ダム
担当
管理第二班 鈴木 秀明
事務所 TEL : 022-372-2927
携帯 TEL : 090-6853-5416

南川ダム
担当
管理第二班 星 雅浩
事務所 TEL : 022-372-2927
携帯 TEL : 090-6853-5415

一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会連絡体制図

令和7年4月1日現在
(会社名五十音順)

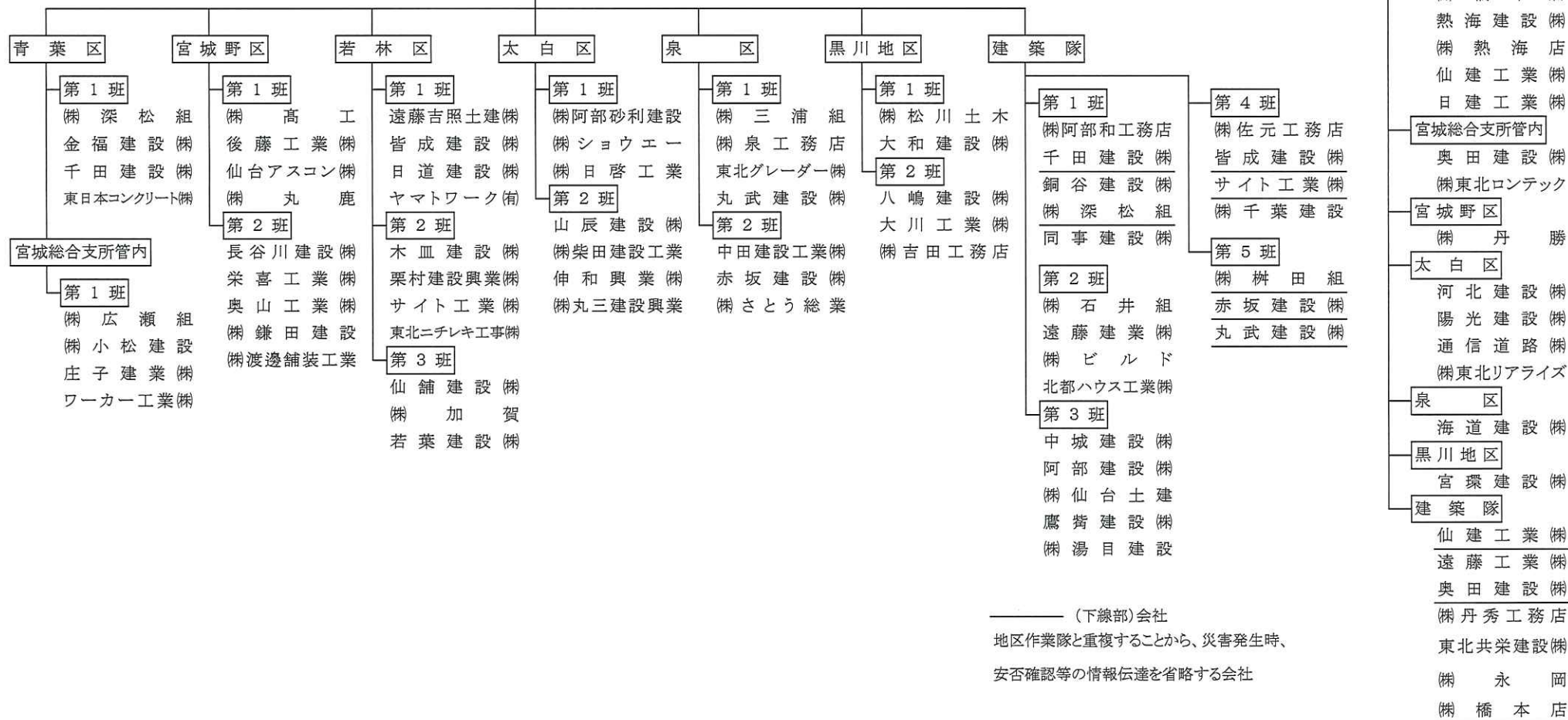
- ・本連絡体制は、仙台市との「災害時における応急措置に関する協定」第2条第2項の仙台市からの協力要請があったとき、要請を受諾する会員会社を確認するために用いるものである。
- ・杜の都建設協同組合は、要請を受諾する組合員を確認する。

災害応急措置措置協力会本部

電話 265-7094
090-9034-8090
FAX 222-3439

本部長 深松 努 (株) 深松組
副本部長 舩山 克也 (株) 阿部和工務店
副本部長 後藤 栄一 (後藤工業 株)
副本部長 笠原 亨 (伸和興業 株)
副本部長 結城 創 (中城建設 株)
副本部長 栗村 英樹 (栗村建設興業 株)

杜の都建設協同組合



—— (下線部) 会社
地区作業隊と重複することから、災害発生時、
安否確認等の情報伝達を省略する会社